

ふくつミニバス路線見直し検討のガイドライン（案）

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは福津市地域公共交通網形成計画に基づき運行している福津市コミュニティバス「ふくつミニバス」（以下、ミニバス）の運行路線の変更及びダイヤ改正に関して、見直し検討を実施する際の基準を設けることにより、見直し要件の地域差をなくし、かつ迅速な手続きを可能にすることを目的とする。

2. 見直し検討の基準

ミニバスは公共交通の空白地域における移動や高齢者等の生活行動を支えることから、地域の同意の下で路線見直しを実施するものであり、地域の要望を含め、運行実績等の利用実態を基に検討するものとする。また、利用者の混乱や乗り間違いを防止し、ミニバス路線の市民生活への定着期間を確保するため、路線改正後は一定の運行期間を設けるものとする。

① 定期的な見直し

地域公共交通計画（概ね5年計画）の改訂に合わせ、計画の内容に則した路線網を検討する。

② 臨時的な見直し

下記の場合において検討するものとし、可能な限り、他の路線に影響のない変更にするものとする。

- ・道路運送法等の法改正により見直しが必要となった場合
- ・鉄道や路線バスの廃線、撤退があった場合
- ・市民の生命や生活に緊急かつ重大な影響を与える場合
- ・路線の変更、バス停の新設・移設、ダイヤの変更により利便性の向上と収支改善が図られる場合
- ・軽微な変更（開発行為等に伴うバス停の臨時的な移設等）

③ その他

上記以外の理由、要望等については、原則として次回の定期変更の際の参考意見として取り扱うものとする。

3. 協議会の承認

本ガイドラインは協議会の承認のもと作成したものであるが、路線見直し（軽微な変更を除く）を実施する際は、協議会において協議及び承認を得るものとする。

4. その他

新たな交通体系の形成については、福津市地域公共交通計画において定めるものとする。